令和８年度　料金徴収業務委託　入札参加者の皆様へ

料金徴収業務は、有料道路の窓口業務というべきものであり、正確な料金収受と心のこもったお客様への応対が必要となります。

また、天災や道路・駐車場内での事故等のトラブルがあり得ますので、受託業者の皆様には、料金徴収の現場への指導だけでなく、トラブルへの対応を行なっていただくとともに、必要に応じ道路公社の本社や出先事務所と迅速に連携できる体制を構築していただく必要があります。

１　入札に関する定めについて

本業務委託への入札参加を希望される方は、以下の内容を必ず把握したうえで申込願います。

入札の概要	「入札公告（総合評価落札方式（提案評価方式）入札前審査型)」
参加申込手続 （書類作成）	「料金徴収業務委託入札参加申込要領」
入札方法	「料金徴収業務委託業務提案書に係る説明書」及び 「料金徴収業務委託契約入札心得」

なお、**設計図書、契約約款及び特記仕様書等の入札に関係する書類の配布は、道路公社ホームページでの配付（ＰＤＦデータの掲示）**となっており、**公社事務所での直接配付は行いません**ので、御注意ください。

２　委託業務の概要（契約約款・特記仕様書を御確認ください。）

各道路における主な委託業務内容は、お客様から通行料金を現金で収受あるいは回数券等を回収して道路を通行いただくこと、お客様への回数券等の販売を行うこと、その内容を帳票に記録し道路公社へ提出することとなります。

その他に、お客様の安全確保に必要な措置、関係施設の清掃、休日等における事故の初動対応等、料金徴収に関連する業務を委託します。

業務内容は道路により多少の差異がありますが、次の箇所は特に業務形態が異なります。

＜伊豆スカイラインについて＞

道路延長が 40.6km と非常に長い多区間道路であり、区間ごとの単純料金制ですが、沿線施設なども存在し、2 区間を扱う料金所があるなど、取扱いが他の道路に比べ複雑となります。

したがって、お客様との応対についても、他の道路より時間が長い場合があり、比較的重要な要素となります。

３　入札方法に係る留意点について

（１）入札方法について

平成 29 年度以降、料金徴収業務の積極的な品質向上を図るため、競争入札による価格競争に加え、業務に係る提案等の評価を行って、総合的に落札者を決定する方法を実施しています。

皆様には、料金徴収業務について、どのような姿勢で業務に取組み、いかに利用者に気持ちよく料金所を通行していただけるか、そのために何ができるかを御検討いただいたうえで御参加いただければ幸いです。

（２）入札参加資格の留意点について

平成 29 年度から、業務品質の向上を目指すため、過去における有料道路等の徴収業務の実績を主たる資格の一つとさせていただいております。それに合わせ、会社の存する地域は静岡県内に限らず、少し広く設定しています。ぜひ、有料道路の徴収業務について経験豊富な方々の御参加をいただきたく存じます。（詳細は必ず入札公告を確認してください。）

（３）最低制限価格について

入札には最低制限価格を設けています。最低制限価格の算出基準については、最低制限価格制度実施要領を公開していますので、御確認ください。

（４）委託業務期間について

今回発注する伊豆スカイライン、箱根スカイライン、浜名湖新橋の３道路は、３年間（令和９年度～令和 11 年度）の委託業務期間となります。ちなみに委託業務期間が１年間の場合とは入札書の様式が異なりますので、十分御注意ください。

（５）業務提案書について

業務提案書については、「入札公告」及び「料金徴収業務委託業務提案書に係る説明書」をよく御確認いただき、入札申込を行う道路に適合した適切な内容及び様式での作成をお願いいたします。

４　その他

今回の入札実施は「伊豆スカイライン」「箱根スカイライン」「浜名湖新橋」の３道路となります。当公社の管理道路のうち、「伊豆中央道」と「修善寺道路」については、ＥＴＣ導入事業中である事情から、入札実施は来年度となる予定です。